

静岡県在宅人工呼吸器使用患者支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する指定難病の患者又は特定疾患治療研究事業実施要綱の対象疾患の患者で、かつ、当該指定難病又は当該対象疾患を主たる要因として人工呼吸器を使用していることについて特別の配慮を必要とする患者の在宅において適切な医療の確保を図ることを目的に、当該患者に対して行われる訪問看護の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「対象患者」とは、静岡県内(静岡市及び浜松市を除く。)に住所を有する法第5条第1項に規定する指定難病の患者又は静岡県内に住所を有する特定疾患治療研究事業実施要綱に規定する対象疾患の患者で、かつ、当該指定難病又は当該対象疾患を主たる要因として在宅で人工呼吸器を使用している患者のうち、医師が訪問看護を必要と認める患者をいう。

(実施方法)

第3条 知事は、本事業による訪問看護を実施しようとする訪問看護ステーション（指定訪問看護事業者が当該指定に係る訪問看護事業を行う事業所をいう。以下同じ。）又は訪問看護を行うその他の医療機関（以下「医療機関」という。）と、本事業による訪問看護の実施に係る委託契約を締結するものとする。

この場合において、現に締結している契約内容を変更する必要があるときは、訪問看護ステーション又は医療機関と協議の上、その取扱いを決定するものとする。

- 2 知事は、本事業による訪問看護を行うのに適当と認め、委託契約を締結した訪問看護ステーション又は医療機関（以下「受託訪問看護ステーション等」という。）に対し、予算の範囲内において、本事業による訪問看護に必要な費用（以下「訪問看護費用」という。）を交付することにより事業を実施するものとする。
- 3 訪問看護費用の額は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第78条等に規定する訪問看護療養費又は診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）に規定する在宅患者訪問看護・指導料を算定する場合には原則として1日につき4回目以降（包括型訪問看護療養費を算定する場合には原則として1日につき訪問看護の時間が90分以上に限る。）の訪問看護（特別な事情により同日に複数の受託訪問看護ステーション等が訪問看護を実施する場合には、1回目とは異なる受託訪問看護ステーション等が行う訪問看護を含む。）について、対象患者1人当たり年間260回（次項の規定により支給の対象となる3回目の訪問看護を含む。）を限度として、別表第1に定める額とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、1日につき3回目の訪問看護を前2回と同一の受託訪問看護ステーション（別表第1の受託訪問看護ステーションをいう。）が行う場合の当該3回目の訪問看護については、別表第2に定める額を支給するものとする。なお、包括型訪問看護療養費については、除外する。
- 5 受託訪問看護ステーション等が対象患者に行う本事業による訪問看護の回数は、原則として対象患者1人に対して1週間につき5回を限度とする。ただし、対象患者の病状等から特に必要と認められるときは、この限りではない。

(登録の申請)

第4条 本事業による訪問看護を受けようとする対象患者（以下「申請対象患者」という。）は、次に掲げる書類を知事に提出するものとする。

- (1) 様式第1号による在宅人工呼吸器使用患者支援事業登録申請書
 - (2) 診療報酬対象分とは別に行う訪問看護に係る主治医の訪問看護指示書の写し
 - (3) 前号の訪問看護指示書に基づく訪問看護計画書（診療報酬対象分及び診療報酬対象分とは別に行う分を含む訪問看護計画書をいう。以下同じ。）の写し
- 2 申請対象患者が、他の制度による公費負担医療の給付を受けている等の理由により、法第7条第4項に規定する医療受給者証（以下「医療受給者証」という。）又は特定疾患

治療研究事業実施要綱に規定する特定疾患医療受給者証（以下「特定疾患医療受給者証」という。）の交付を受けていない場合には、前項に掲げる書類に加えて、法第5条第1項に規定する指定難病又は同要綱に規定する特定疾患に係る臨床調査個人票を知事に提出するものとする。

- 3 前2項に規定する書類は、本事業による訪問看護を実施しようとする受託訪問看護ステーション等がとりまとめて知事に提出するものとする。

（登録の決定）

第5条 知事は、前条に規定する書類の提出があったときは、内容を審査の上、本事業登録の可否を決定し、その結果を申請対象患者及び申請対象患者に係る受託訪問看護ステーション等に対し通知するものとする。

- 2 前項に規定する本事業登録の決定を受けた対象患者（以下「登録患者」という。）の決定が効力を有する期間は、医療受給者証及び特定疾患医療受給者証の有効期限の取扱いに準ずる。

（当該事業の期間）

第6条 本事業の期間は、登録患者1人について1年を限度とする。

- 2 前項の期間は、知事が必要と認める場合は、これを更新することができるものとする。

（費用の請求及び交付）

第7条 受託訪問看護ステーション等の主治医が本事業による訪問看護指示書を作成したときの訪問看護指示料の請求は様式第2号による在宅人工呼吸器使用患者支援事業訪問看護指示料請求書及び訪問看護指示書の写しを、受託訪問看護ステーション等が登録患者に対して本事業による訪問看護を実施したときの訪問看護費用の請求は、様式第3号による在宅人工呼吸器使用患者支援事業訪問看護費用請求書を月ごとに翌月の10日までに知事に提出して行うものとする。

- 2 知事は、前項の請求書を受理したときは、その内容を審査し、30日以内に請求者に支払うものとする。

（報告等）

第8条 受託訪問看護ステーション等は、月ごとに、登録患者に係る診療報酬対象分とは別に行う訪問看護に係る主治医の訪問看護指示書の写し及び当該訪問看護指示書に基づく訪問看護計画書の写しをあらかじめ知事に提出するものとする。

- 2 受託訪問看護ステーション等は、月ごとに、登録患者に係る本事業の実施実績について、様式第4号による在宅人工呼吸器使用患者支援事業実績報告書及び様式第5号による在宅人工呼吸器使用患者支援事業実績一覧表を登録患者別に作成し、翌月の10日までに知事に提出するものとする。

（継続手続等）

第9条 登録患者は、第5条第2項の期間を過ぎてなお本事業による訪問看護を受けようとするときは、当該期間の満了の日の1月前までに第4条に規定する手続により知事に申請を行うものとする。

- 2 登録患者が対象患者でなくなったときは、速やかにその者の住所地を管轄する保健所の長（静岡市又は浜松市に住所を有する特定疾患治療研究事業実施要綱にかかる登録患者にあっては、当該市の長。以下同じ。）を経て知事に届け出るものとする。

（書類の経由）

第10条 第4条、第7条第1項及び第8条に規定する知事に提出すべき書類は、申請対象患者又は登録患者の住所地を管轄する保健所の長を経由するものとする。

- 2 第5条第1項の規定による通知は、当該申請対象患者の住所地を管轄する保健所の長を経由して行うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

- 2 この要綱の施行前に静岡県在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護治療研究事業実施要綱（平成10年静岡県告示第650号。以下、「旧要綱」という。）第5条第1項の規定により、参加の承認を受けている者は、この要綱の第5条第1項の規定により登録の決定を受けている者とみなす。

- 3 この要綱の施行前に旧要綱の規定及び様式により提出されている申請書等はこの要綱の相当する規定及び様式により提出された申請書等とみなす。

附 則

- 1 この改正は、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）の施行の日（令和元年7月1日）から適用する。
- 2 この改正の施行の際、現に改正前の様式により提出されている申請書等は、改正後の相当する様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この改正の施行の際、現に改正前の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行の際、現に改正前の様式により提出されている申請書等は、改正後の相当する様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この改正の施行の際、現に改正前の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則

この改正は、令和8年6月1日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

訪問看護費用の区分	訪問看護費用の額	請求書
主治医による訪問看護指示料	1 月に 1 回に限り 3,000 円	様式第 2 号
第 3 条第 1 項の規定により知事と委託契約を締結した訪問看護ステーション（以下「受託訪問看護ステーション」という。）が行う保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護費用	1 回につき 8,450 円	様式第 3 号
受託訪問看護ステーションが行う准看護師による訪問看護費用	1 回につき 7,950 円	様式第 3 号
第 3 条第 1 項の規定により知事と委託契約を締結した医療機関（以下「受託医療機関」という。）が行う保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護費用	1 回につき 5,550 円	様式第 3 号
受託医療機関が行う准看護師による訪問看護費用	1 回につき 5,050 円	様式第 3 号

別表第 2（第 3 条関係）

訪問看護費用の区分	訪問看護費用の額	請求書
保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護費用	1 回につき 2,500 円	様式第 3 号
准看護師による訪問看護費用	1 回につき 2,000 円	様式第 3 号

様式第1号（第4条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

在宅人工呼吸器使用患者支援事業登録申請書

ふりがな 氏名			性別 男・女	生年月日	年 月 日		
住所	〒		出生都道府県		発病時の職業		
	Tel ()						
発病年月	年 月	初診年月日	年 月 日	保険種別	協・組・共・国・介・他 ()		
指定難病又は特定疾患名			医療受給者証又は特定疾患医療受給者証番号				
過去1年間の訪問看護状況	訪問看護回数	(年 回、月平均 回)					
	受託訪問看護ステーション等	住所	〒				
		名称					
		管理者					
	主治医	医療機関名					
		住所	〒				
		氏名					
申請書記載者	氏名				申請者との続柄		
	住所	〒					
		Tel ()					
<p>私は、本事業による訪問看護の記録が厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課に送付され、個人情報の保護のもと研究等の用に供されることに同意の上、上記のとおり、在宅人工呼吸器使用患者支援事業登録申請を行います。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>静岡県知事 様</p> <p style="text-align: right;">申請者氏名</p>							

様式第2号（第7条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

在宅人工呼吸器使用患者支援事業訪問看護指示料請求書
（ 年 月分）

請求金額 円

請求内容

指示書発行日	対象患者名	指示先の訪問看護ステーション名 又は医療機関名	金額

上記のとおり請求します。

年 月 日

静岡県知事 様

所在地

名称

代表者

口座振替先金融機関名

口座種別 No.

様式第3号（第7条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

在宅人工呼吸器使用患者支援事業訪問看護費用請求書
（ 年 月分）

請求金額 円

請求内容

対象患者名	訪問看護実施日	総回数	単価	請求金額

上記のとおり請求します。

年 月 日

静岡県知事 様

所在地

名称

代表者

口座振替先金融機関名

口座種別 No.

様式第4号（第8条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

在宅人工呼吸器使用患者支援事業実績報告書
（ 年 月分）

ふりがな				性別	男・女	生年 月日	年 月 日	
患者氏名								
住 所		〒 Tel ()		出生都 道府県		発病時 の職業		
発病年月		年 月	初診年月日	年 月 日		保険 種別	協・組・共・国・ 介・他 ()	
指定難病又は 特定疾患名				医療受給者証又は 特定疾患医療 受給者証番号				
当 月 分 の 訪 問 看 護	診療報酬 対象 訪問看護	回 数	(月 回、週平均 回)					
		時 間	(月間総 時間、1回平均 時間)					
		訪問看護 の 内 容						
	診療報酬 対象外 訪問看護	回 数	(月 回、週平均 回)					
		時 間	(月間総 時間、1回平均 時間)					
		訪問看護 の 内 容						
		<p>上記患者に対し在宅人工呼吸器使用患者支援事業に基づく訪問看護を行ったので、その実績を報告します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>静岡県知事 様</p> <p>受託訪問看護ステーション等の 所在地及び名称： 代表者氏名： 電話番号：</p>						

